

子どもの権利を守る仕組み

日本財団「子どもの権利を保障する法律（仮称：子ども基本法）および制度に関する研究会」

（敬称略、50音順、○は座長）

期間：2019年10月～2020年5月 開催

主に虐待や社会的養護などの児童福祉の分野からの声をあげることが目的。

委員は医師、弁護士、法律学者、メディア、当事者などをふくむ構成（肩書は当時）。

<委員>

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 相川 裕 | 弁護士 |
| 一場 順子 | 弁護士 |
| ○奥山 眞紀子 | 日本子ども虐待防止学会理事長、小児科医 |
| 甲斐田 万智子 | 文京学院大学教授 |
| 川上 園子 | セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン国内事業部長 |
| 木ノ内 博道 | 千葉県里親家庭支援センター理事長、子どもの権利条約総合研究所研究員 |
| 榊原 智子 | 読売新聞東京本社教育ネットワーク事務局 専門委員 |
| 佐藤 智洋 | インターナショナル・フォスターケア・アライアンス |
| 高橋 恵里子 | 日本財団公益事業部国内事業開発チームリーダー |
| 中村 みどり | Children's Views & Voices副代表 |
| 西川 龍一 | NHK解説委員 |
| 堀 正嗣 | 熊本学園大学社会福祉学部教授 |
| 吉田 恒雄 | 児童虐待防止全国ネットワーク理事長、駿河台大学名誉教授 |

<アドバイザー>

- | | |
|--------|---------------------------|
| 大谷 美紀子 | 国連子どもの権利委員、日本ユニセフ協会理事、弁護士 |
|--------|---------------------------|

こどものために国が整えるべき3点

「国連こどもの権利委員会」からも指摘されている

こども基本法

- 子どもの権利を担保する包括的な国内法が必要

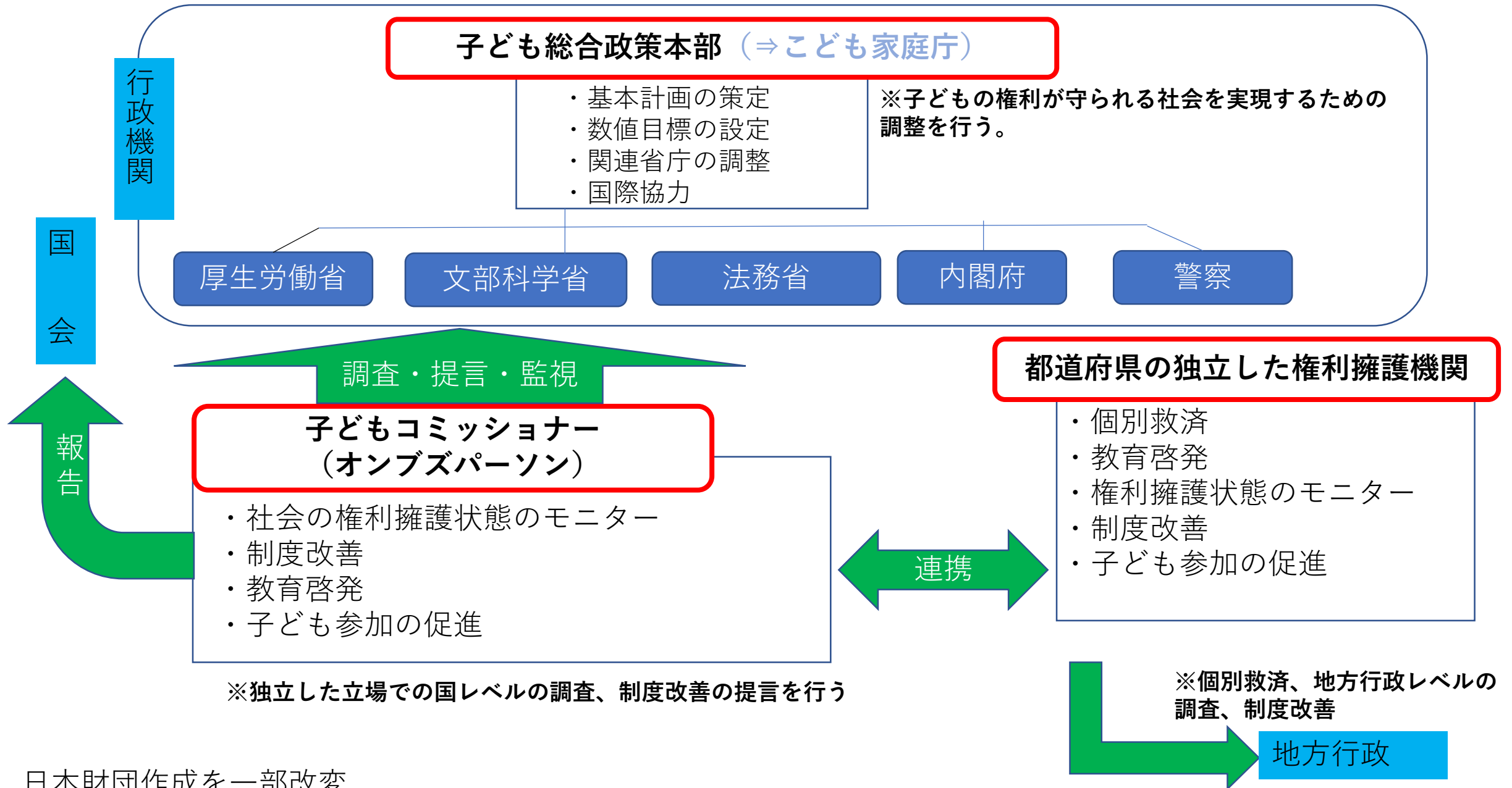
こどもコミッショナー

- 他の行政から独立し、子どもの声も反映させて、子どもの権利実現に資する政策を提言するコミッショナーが必要

こども行政の調整機関＝こども家庭庁

- こども家庭庁内部組織として、子どもの権利を保障するために子どもに係わる各方面の行政、施策を調整する部門の設置が必要

「子ども基本法」による子どもの権利を守る仕組みの提案



何故、子どもにコミッショナーが必要か？

- 子どもは自分から意見を発出して行政に届けるルートがない。
- 子どもには参政権も選挙権もない。
- 子どもは裁判を起こせない。
- 民法では15歳未満は意見を形成する能力は認められていない。
- 従って、真に子どもを代弁することが必要。
- 子どもの声を社会に反映させて、子どもの権利を守る政策を推進するためには、行政から独立しているコミッショナーが必要。

国のこどもコミッショナーの役割とあり方

- 日々、子どもと接し、NGO等市民社会とも連携し、子どもの権利保障の状況を把握し、子どもの権利の促進を行い、必要に応じて、調査を行い、国会に報告、提案、提言を行ったり、政府に提言、勧告を行う。
- 「こどもコミッショナー」は、選挙権のない全ての子ども(乳幼児も、言葉を話さない障害を持った子どもも含まれる)にとって自分たちの意見を代弁してくれるシンボリック的存在。
- それを実現するためには
 - ①政府の他の行政から独立していること
 - ②その活動の予算も独立していること
 - ③常勤であること
 - ④国会が選出に係わるか、承認を行う(子どもがその選出に係わるのが望ましい)
 - ⑤適切な調査権が必要
 - ⑥国会への報告・提案ができること
 - ⑦政府の他の行政に提言、勧告ができること

国のコミッショナー(オンブズパーソン)と 地域の権利擁護機関(オンブズパーソン)

- いずれも子どもの権利擁護のために存在し、子どもの権利に関する知識の普及啓発は欠かせない
- 日本では国にコミッショナーが設置されず、地域の権利擁護機関が先行し、現在、30以上の自治体に設置されている
- 国際的には70か国以上の国にコミッショナー(オンブズパーソン)が存在
- 国のコミッショナーは自ら子どもの声を聴いて、子どもの権利の保障状態のモニターを行い、国の行政府や立法府に施策や政策を提言することが最も重要な目的
- 地域のコミッショナーは個別の権利救済が重要な目的となる
- 従って、両方が必要であり、どちらかが欠けると不完全